

平成30年度北海道一般会計補正予算（第8号）

平成30年度北海道一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,590,533千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,936,307,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	598,558,514	△ 3,231,000	595,327,514
	1 道民税	170,876,545	△ 5,362,000	165,514,545
	2 事業税	122,083,491	△ 1,914,000	120,169,491
	3 地方消費税	134,000,935	3,214,000	137,214,935
	5 道たばこ税	7,301,131	△ 222,000	7,079,131
	6 ゴルフ場利用税	1,610,395	△ 112,000	1,498,395
	8 軽油引取税	57,170,196	1,165,000	58,335,196
2 地方消費税清算金		211,898,615	△ 1,583,077	210,315,538
	1 地方消費税清算金	211,898,615	△ 1,583,077	210,315,538
3 地方譲与税		97,019,000	1,826,000	98,845,000
	1 地方法人特別譲与税	83,760,000	1,692,000	85,452,000
	2 地方揮発油譲与税	12,380,000	150,000	12,530,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 石油ガス譲与税	690,000	△ 20,000	670,000
	4 航空機燃料譲与税	189,000	4,000	193,000
4 地方特例交付金		1,603,000	△ 63,037	1,539,963
	1 地方特例交付金	1,603,000	△ 63,037	1,539,963
5 地方交付税		606,249,937	6,911,338	613,161,275
	1 地方交付税	606,249,937	6,911,338	613,161,275
6 交通安全対策特別交付金		1,233,000	3,000	1,236,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,233,000	3,000	1,236,000
7 分担金及び負担金		19,004,976	116,276	19,121,252
	1 分担金	5,913,280	△ 237,068	5,676,212
	2 負担金	13,091,696	353,344	13,445,040
8 使用料及び手数料		24,449,827	△ 177,154	24,272,673
	1 使用料	14,496,377	△ 206,402	14,289,975
	3 証紙収入	9,527,466	29,248	9,556,714

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		457,893,815	△ 28,576,355	429,317,460
	1 国庫負担金	103,933,064	△ 3,531,125	100,401,939
	2 国庫補助金	349,238,190	△ 24,158,311	325,079,879
	3 委託金	4,722,561	△ 886,919	3,835,642
10 財産収入		8,684,800	△ 1,696,202	6,988,598
	1 財産運用収入	3,807,607	9,785	3,817,392
	2 財産売却収入	4,877,193	△ 1,705,987	3,171,206
11 寄附金		186,906	52,967	239,873
	1 寄附金	186,906	52,967	239,873
12 繰入金		29,694,164	4,111,907	33,806,071
	1 特別会計繰入金	3,606,893	△ 84,965	3,521,928
	2 基金繰入金	26,087,271	4,196,872	30,284,143
13 諸収入		186,864,079	△ 21,460,550	165,403,529
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,016,013	△ 46,876	969,137

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 預 金 利 子	26,291	△ 14,161	12,130
	3 貸 付 金 収 入	169,031,267	△ 20,324,993	148,706,274
	4 受 託 事 業 収 入	1,494,258	△ 315,226	1,179,032
	5 収 益 事 業 収 入	8,008,319	△ 1,064,294	6,944,025
	6 雑 入	7,287,931	305,000	7,592,931
14 道 債		733,875,000	△ 3,117,457	730,757,543
	1 道 債	733,875,000	△ 3,117,457	730,757,543
15 繰 越 金		5,682,242	292,811	5,975,053
	1 繰 越 金	5,682,242	292,811	5,975,053
歳 入 合 計		2,982,897,875	△ 46,590,533	2,936,307,342

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,420,725	△ 177,898	3,242,827
	1 議 会 費	3,420,725	△ 177,898	3,242,827
2 総 務 費		277,057,265	11,303,889	288,361,154
	1 総 務 管 理 費	80,002,631	15,997,422	96,000,053
	2 徴 税 費	143,140,205	△ 674,087	142,466,118
	3 学 事 宗 務 費	44,842,900	△ 3,772,991	41,069,909
	4 防 災 費	4,023,728	△ 58,061	3,965,667
	5 原子力安全対策費	1,576,412	△ 119,300	1,457,112
	6 危 機 管 理 費	7,192	△ 2,645	4,547
	7 領土復帰対策費	558,641	△ 13,219	545,422
	8 会 計 管 理 費	714,237	△ 20,400	693,837
	9 選 挙 費	1,274,396	△ 17,549	1,256,847
	10 人 事 委 員 会 費	325,369	△ 12,579	312,790

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	591,554	△ 2,702	588,852
3 総合政策費		56,317,451	△ 4,509,055	51,808,396
	1 総合政策管理費	4,025,475	△ 86,483	3,938,992
	2 空港運営戦略推進費	121,207	△ 14,913	106,294
	3 政策費	16,566,556	△ 2,044,442	14,522,114
	5 情報統計費	4,512,920	△ 271,546	4,241,374
	6 地域創生費	6,831,792	25,881	6,857,673
	7 地域主権・行政費	3,292,494	△ 913,189	2,379,305
	8 交通政策費	16,054,736	△ 1,155,787	14,898,949
	9 航空費	4,534,835	△ 48,576	4,486,259
4 環境生活費		11,958,082	△ 325,054	11,633,028
	1 環境生活管理費	2,271,667	15,200	2,286,867
	2 アイヌ政策推進費	665,752	△ 11,415	654,337
	3 環境政策費	2,710,979	△ 200,159	2,510,820

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 循環型社会推進費	2,255,382	△ 35,284	2,220,098
	5 生物多様性保全費	1,025,203	△ 11,597	1,013,606
	6 低炭素社会推進費	1,266	△ 210	1,056
	7 エゾシカ対策推進費	229,908	△ 5,080	224,828
	8 道民生活費	415,886	△ 4,153	411,733
	9 消費者安全費	403,444	△ 56,308	347,136
	10 文化振興費	838,925	△ 6,475	832,450
	11 スポーツ振興費	1,139,670	△ 9,573	1,130,097
5 保健福祉費		406,082,396	△ 18,083,950	387,998,446
	1 保健福祉管理費	24,111,092	△ 163,653	23,947,439
	2 地域医療費	12,297,635	△ 1,862,866	10,434,769
	3 医務薬務費	2,855,862	△ 433,157	2,422,705
	4 地域保健費	10,829,086	△ 862,550	9,966,536
	5 国保医療費	106,400,346	△ 1,781,516	104,618,830



款	項	補正前の額	補正額	計
	6 食品衛生費	760,357	△ 57,632	702,725
	7 地域福祉費	34,963,424	△ 2,088,480	32,874,944
	8 施設運営指導費	5,220,666	△ 1,756,098	3,464,568
	9 障がい者保健福祉費	64,868,150	△ 1,386,561	63,481,589
	10 高齢者保健福祉費	75,476,368	△ 3,743,902	71,732,466
	11 子ども子育て支援費	60,377,809	△ 2,717,370	57,660,439
	12 災害救助費	7,921,601	△ 1,230,165	6,691,436
6 経 済 費		134,455,752	△ 18,716,576	115,739,176
	1 経 済 管 理 費	4,166,527	△ 24,357	4,142,170
	2 経 済 企 画 費	18,638	△ 5,908	12,730
	3 食 関 連 産 業 費	196,688	△ 13	196,675
	5 中 小 企 業 費	102,358,795	△ 17,663,559	84,695,236
	6 国 際 経 済 費	116,147	△ 214	115,933
	7 産 業 振 興 費	16,619,220	△ 113,586	16,505,634

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 環境・エネルギー費	4,702,097	△ 375,247	4,326,850
	9 科学技術振興費	361,922	△ 29,018	332,904
	10 雇用労政費	1,033,942	△ 260	1,033,682
	11 人材育成費	2,894,478	△ 474,358	2,420,120
	12 労働委員会費	465,184	△ 30,056	435,128
7 農政費		215,537,636	△ 13,770,490	201,767,146
	1 農政管理費	12,796,840	△ 2,372,388	10,424,452
	2 食品政策費	1,684,766	△ 362,559	1,322,207
	3 農産振興費	11,262,471	△ 87,688	11,174,783
	4 畜産振興費	25,937,338	△ 4,197,789	21,739,549
	5 技術普及費	2,504,176	△ 445,113	2,059,063
	6 農業経営費	19,420,307	△ 3,534,035	15,886,272
	7 農地調整費	2,401,957	△ 755,367	1,646,590
	8 農村設計費	17,820,265	△ 204,310	17,615,955

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 農業農村整備事業費	103,582,087	△ 1,813,675	101,768,412
	10 農業施設管理費	18,071,215	9,674	18,080,889
	11 農村計画費	56,214	△ 7,240	48,974
8 水産林務費		79,845,546	△ 1,326,892	78,518,654
	1 水産林務管理費	7,833,370	△ 545,605	7,287,765
	2 水産経営費	4,676,560	△ 155,621	4,520,939
	3 水産振興費	153,320	△ 9,131	144,189
	4 漁港漁村費	29,660,023	△ 44,976	29,615,047
	5 漁業管理費	1,485,150	△ 69,992	1,415,158
	6 林業木材費	5,930,886	△ 338,086	5,592,800
	7 森林計画費	341,490	△ 125,085	216,405
	8 森林整備費	12,539,472	△ 28,773	12,510,699
	9 治山費	13,024,304	△ 2,250	13,022,054
	10 森林活用費	278,684	△ 2,973	275,711

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 道有林費	3,922,287	△ 4,400	3,917,887
9 建設費		271,960,401	△ 1,027,400	270,933,001
	1 建設管理費	49,668,688	△ 309,918	49,358,770
	3 道路橋りょう費	106,847,180	△ 634,872	106,212,308
	4 河川費	55,409,833	△ 546,193	54,863,640
	5 砂防海岸費	32,389,889	2,838,883	35,228,772
	6 まちづくり推進費	62,873	△ 1,062	61,811
	7 都市環境費	9,277,961	△ 1,163,116	8,114,845
	9 建築指導費	1,399,225	△ 473,225	926,000
	10 住宅費	32,973	△ 10,350	22,623
	11 営繕費	4,143,774	△ 727,547	3,416,227
10 警察費		130,086,760	△ 621,667	129,465,093
	1 警察管理費	122,091,531	△ 545,068	121,546,463
	3 交通安全施設費	4,538,010	△ 76,599	4,461,411

款	項	補正前の額	補正額	計
11 教育費		405,042,581	△ 1,898,874	403,143,707
	1 教育総務費	31,502,091	△ 1,162,599	30,339,492
	2 小学校費	135,452,073	△ 193,532	135,258,541
	3 中学校費	85,003,889	△ 58,576	84,945,313
	4 高等学校費	96,671,626	△ 95,379	96,576,247
	5 特別支援学校費	52,253,707	△ 251,558	52,002,149
	6 学校教育費	1,544,186	△ 108,366	1,435,820
	7 社会教育費	1,758,501	△ 11,293	1,747,208
	8 保健体育費	856,508	△ 17,571	838,937
12 災害復旧費		73,261,423	△ 4,048,695	69,212,728
	2 水産林業施設 災害復旧費	20,408,075	△ 33,372	20,374,703
	3 土木施設災害復旧費	46,924,307	△ 4,015,323	42,908,984
13 公債費		748,442,233	3,386,095	751,828,328
	1 公債費	748,442,233	3,386,095	751,828,328

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 支 出 金		169,229,624	3,226,034	172,455,658
	1 繰 出 金	37,226,832	△ 2,237,486	34,989,346
	2 諸 費	132,002,792	5,463,520	137,466,312
歳 出 合 計		2,982,897,875	△ 46,590,533	2,936,307,342

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	4 防災費	—	—	総合防災体制整備費	2,595,100
3 総合政策費	3 政策費	—	—	北海道特定特別総合開発事業推進費	76,360
	5 情報統計費	—	—	情報通信格差対策事業費補助金	75,246
	8 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	9,112,267
	9 航空費	—	—	新千歳空港国際拠点空港化推進費	64,600
4 環境生活費	2 アイヌ政策推進費	—	—	アイヌ生活向上推進費	6,519
5 保健福祉費	8 施設運営指導費	社会福祉施設整備事業費	1,215,810	社会福祉施設整備事業費	1,373,474
	11 子ども子育て支援費	—	—	子育て支援対策費	80,022
6 経済費	5 中小企業費	—	—	中小企業支援対策費	12,500
	8 環境・エネルギー費	—	—	省エネルギー・新エネルギー促進事業費	487,500
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,504,886	公共事業事務費	1,754,886
		—	—	耕地災害復旧事業事務費	33,045
	2 食品政策費	—	—	6次産業化ネットワーク活動事業費	16,226

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 農産振興費	農業生産総合対策 事業費	1,966,015	農業生産総合対策 事業費	4,942,699
	4 畜産振興費	畜産振興総合対策 事業費	9,084,402	畜産振興総合対策 事業費	15,320,655
	5 技術普及費	—	—	農村環境保全対策 推進事業費	98,479
	6 農業経営費	強い農業づくり 事業費	3,130,000	強い農業づくり 事業費	12,318,266
		—	—	農業協同組合 経営基盤強化促進 対策事業費	28,526
	9 農業農村 整備事業費	道営土地改良 事業費	43,634,051	道営土地改良 事業費	47,709,013
		—	—	団体営土地改良 事業費	1,220,904
		道営農用地造成 事業費	2,012,000	道営農用地造成 事業費	2,396,300
		団体営農用地造成 事業費	344,000	団体営農用地造成 事業費	404,241
		道営農地防災 事業費	759,700	道営農地防災 事業費	1,637,167
		—	—	単独農地防災 管理費	2,000
		道営農道整備 事業費	682,728	道営農道整備 事業費	1,067,861
		—	—	道営農村総合 整備事業費	561,120
—		—	団体営農村総合 整備事業費	27,275	



款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	335,766	公共事業事務費	361,787
		—	—	補助事業事務費	82,367
	2 水産経営費	水産業振興構造改善事業費	553,229	水産業振興構造改善事業費	2,172,184
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	4,928,000	水産物供給基盤整備事業費	7,944,550
		漁港海岸保全事業費	91,000	漁港海岸保全事業費	590,000
	6 林業木材費	—	—	林業・木材産業構造改革事業費	196,708
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	3,452,223	森林環境保全整備事業費	3,520,793
		—	—	造林推進事業費	28,297
	9 治山費	治山事業費	2,412,365	治山事業費	2,629,365
	10 森林活用費	—	—	道立の森管理費	12,000
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	418,040	公共事業事務費	753,867
		—	—	補助事業事務費	105,091
		単独事業事務費	44,008	単独事業事務費	190,008
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	2,402,313	道路公共事業費	4,238,907

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道路特別対策事業費	2,934,024	道路特別対策事業費	3,931,687
		地域活力基盤整備事業費	4,283,586	地域活力基盤整備事業費	5,719,409
	4 河川費	河川公共事業費	13,983,450	河川公共事業費	16,808,450
		—	—	河川受託工事費	5,440
		ダム公共事業費	195,000	ダム公共事業費	535,000
		ダム負担工事費	357	ダム負担工事費	3,077
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	2,777,000	砂防公共事業費	3,729,000
		災害関連事業費	11,078,866	災害関連事業費	11,765,458
		海岸公共事業費	822,010	海岸公共事業費	1,803,010
	7 都市環境費	街路公共事業費	1,306,090	街路公共事業費	3,409,090
		—	—	街路特別対策事業費	128,400
		—	—	地域活力基盤整備事業費	192,600
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	90,000
	9 建築指導費	—	—	住宅・建築物耐震改修等事業費	395,186

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	11 營 繕 費	—	—	庁舎等營繕費	223,677
11 教 育 費	4 高等学校費	—	—	高等学校校舎等 管 理 費	104,103
12 災害復旧費	1 農地開発 施設災害 復旧費	耕地災害復旧 事業費	1,111,681	耕地災害復旧 事業費	3,326,976
	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	漁港災害復旧 事業費	424,611
		—	—	林道災害復旧 事業費	1,270,274
		緊急治山事業費	3,819,600	緊急治山事業費	12,399,600
		—	—	治山施設災害復旧 事業費	2,028,413
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	34,377,369	土木災害復旧 事業費	35,077,369

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和48年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 367,985千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成31年度から平成35年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 368,185千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和53年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、調査測量費、事務費及び資金経費について 48,170千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成31年度から平成35年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、調査測量費、事務費及び資金経費について 48,197千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和54年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う造成費、管理費、事務費及び資金経費について 138,523千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利	平成31年度から平成35年度まで	北海道土地開発公社が行う造成費、管理費、事務費及び資金経費について 138,598千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		率の半年複利 以内の額 の合計額		率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和58年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から 平成30年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 21,844千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成31年度から 平成35年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 21,856千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和63年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から 平成30年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,066千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成31年度から 平成35年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,075千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成5年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から 平成30年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,621千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成31年度から 平成35年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,629千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成10年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,072千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成31年度から平成35年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,079千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成30年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成30年度から平成31年度まで	元金について 19,085,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
平成30年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成30年度から平成31年度まで	元金について 10,547,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
望月寒川改修工事に関する債務負担行為	平成26年度から平成31年度まで	9,690,000	平成26年度から平成32年度まで	9,690,000

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	1,732,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,658,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	2,484,000	同 上	10%以内	同 上	2,281,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等 管理運営 対策費	126,000	同 上	10%以内	同 上	49,000	同 上	10%以内	同 上
総合防災 体制整備費	2,688,000	同 上	10%以内	同 上	2,655,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設 整備費	25,000	同 上	10%以内	同 上	14,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	943,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	263,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報 ネットワーク 施設整備費	930,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	905,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	10,563,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	9,837,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港 整備費	715,000	同 上	10%以内	同 上	553,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	391,000	同 上	10%以内	同 上	362,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境 対策費	395,000	同 上	10%以内	同 上	390,000	同 上	10%以内	同 上
スポーツ 振興費	7,000	同 上	10%以内	同 上	6,000	同 上	10%以内	同 上
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	39,000	同 上	10%以内	同 上	35,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉 施設整備費	2,790,000	同 上	10%以内	同 上	1,220,000	同 上	10%以内	同 上
障がい者施設 整備費	16,000	同 上	10%以内	同 上	11,000	同 上	10%以内	同 上
児童福祉 施設整備費	176,000	同 上	10%以内	同 上	154,000	同 上	10%以内	同 上
災害資金 貸付事業費	160,000	国庫その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め12年以内において、国の定める分割払の方法又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,000	国庫その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め12年以内において、国の定める分割払の方法又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
中小企業 近代化資金 貸付事業費	300,000	財務省その他からの借入れ又は知	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	175,000	財務省その他からの借入れ又は知	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
		事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。		事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農政総務費	169,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	189,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	27,623,000	同 上	10%以内	同 上	26,981,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	1,422,000	同 上	10%以内	同 上	1,445,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	1,393,000	同 上	10%以内	同 上	1,272,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,292,000	同 上	10%以内	同 上	1,326,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	410,000	同 上	10%以内	同 上	381,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	482,000	同 上	10%以内	同 上	484,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	12,108,000	同 上	10%以内	同 上	12,205,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	7,928,000	同 上	10%以内	同 上	7,888,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	6,341,000	同 上	10%以内	同 上	6,296,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁 港 海 岸 保 全 費	509,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	499,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道事業費	678,000	同 上	10%以内	同 上	675,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	5,556,000	同 上	10%以内	同 上	5,546,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	3,395,000	同 上	10%以内	同 上	3,393,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	4,638,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,628,700	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林業大学校整備費	35,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	27,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	22,600,000	同 上	10%以内	同 上	22,077,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	35,732,000	同 上	10%以内	同 上	33,913,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄河川事業費	10,686,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	10,999,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
河川改良費	14,516,000	同 上	10%以内	同 上	13,618,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	7,316,000	同 上	10%以内	同 上	7,287,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	1,632,000	同 上	10%以内	同 上	1,619,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,425,000	同 上	10%以内	同 上	4,188,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	6,138,000	同 上	10%以内	同 上	6,124,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,300,000	同 上	10%以内	同 上	1,261,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	267,000	同 上	10%以内	同 上	266,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	2,923,000	同 上	10%以内	同 上	2,833,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	1,619,000	同 上	10%以内	同 上	1,218,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等営繕費	3,346,000	同 上	10%以内	同 上	2,599,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	1,451,000	同 上	10%以内	同 上	1,369,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 等 学 校 施 設 整 備 費	3,850,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,595,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別支援学校 施 設 整 備 費	2,670,000	同 上	10%以内	同 上	2,431,000	同 上	10%以内	同 上
耕 地 災 害 復 旧 費	90,000	同 上	10%以内	同 上	98,000	同 上	10%以内	同 上
林 道 災 害 復 旧 費	10,000	同 上	10%以内	同 上	9,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	5,070,000	同 上	10%以内	同 上	5,059,000	同 上	10%以内	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	16,014,000	同 上	10%以内	同 上	15,039,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	112,000,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	同 上	105,891,843	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	同 上
減 取 補 填 債	—	—	—	—	10,694,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	733,875,000				730,757,543			

平成30年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,566,457千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,885,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		236,052	△ 1,606	234,446
	1 財産運用収入	236,052	△ 1,606	234,446
2 繰入金		484,216,228	△ 1,564,851	482,651,377
	1 一般会計繰入金	389,561,494	△ 1,564,824	387,996,670
	2 基金繰入金	94,654,734	△ 27	94,654,707
歳入合計		484,452,280	△ 1,566,457	482,885,823

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		484,452,280	△ 1,566,457	482,885,823
	1 公 債 費	484,452,280	△ 1,566,457	482,885,823
歳 出 合 計		484,452,280	△ 1,566,457	482,885,823

平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,204,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,458,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		145,749,541	△ 1,255,454	144,494,087
	1 国庫負担金	100,917,862	△ 1,272,520	99,645,342
	2 国庫補助金	44,831,679	17,066	44,848,745
3 財産収入		1,474	6,802	8,276
	1 財産運用収入	1,474	6,802	8,276
4 繰入金		34,830,308	5,453,163	40,283,471
	1 一般会計繰入金	34,127,528	△ 2,196,732	31,930,796
	2 基金繰入金	702,780	7,649,895	8,352,675
歳入	合計	501,254,235	4,204,511	505,458,746

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		501, 225, 242	4, 211, 197	505, 436, 439
	1 国民健康保険事業費	501, 225, 242	4, 211, 197	505, 436, 439
2 諸 支 出 金		28, 993	△ 6, 686	22, 307
	1 繰 出 金	28, 993	△ 6, 686	22, 307
歳 出 合 計		501, 254, 235	4, 204, 511	505, 458, 746

平成30年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301,519千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,523,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		312,239	△ 43,869	268,370
	1 一般会計繰入金	312,239	△ 43,869	268,370
2 繰 越 金		345,964	5,456	351,420
	1 繰 越 金	345,964	5,456	351,420
3 諸 収 入		866,929	△ 163,106	703,823
	1 貸付金収入	781,021	△ 114,972	666,049
	2 雑 入	85,908	△ 48,134	37,774
4 道 債		300,000	△ 100,000	200,000
	1 道 債	300,000	△ 100,000	200,000
歳 入 合 計		1,825,132	△ 301,519	1,523,613

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金 貸付事業費	614,942	△ 143,869	471,073	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	614,942	△ 143,869	471,073	
2	公 債 費	643,056	△ 109,366	533,690	
	1 公 債 費	643,056	△ 109,366	533,690	
3	諸 支 出 金	567,134	△ 48,284	518,850	
	1 繰 出 金	394,109	△ 48,284	345,825	
歳 出 合 計		1,825,132	△ 301,519	1,523,613	

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.20%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	200,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.20%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		206,179	1,965	208,144
	1 財産運用収入	2,179	1,965	4,144
3 諸収入		72,810	208,100	280,910
	1 一般会計借入金	72,810	208,100	280,910
歳入合計		283,560	210,065	493,625



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		283,560	210,065	493,625
	1 公 債 費	283,560	210,065	493,625
歳 出 合 計		283,560	210,065	493,625

平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		135,104	760	135,864
	1 財産運用収入	247	760	1,007
3 諸収入		41,283	49,743	91,026
	1 一般会計借入金	41,283	49,743	91,026
歳入合計		177,415	50,503	227,918

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		177,415	50,503	227,918
	1 公 債 費	177,415	50,503	227,918
歳 出 合 計		177,415	50,503	227,918

平成30年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,979千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ728,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		2,254	1,504	3,758
	1 一般会計繰入金	2,254	1,504	3,758
2 繰越金		68,622	△ 26,483	42,139
	1 繰越金	68,622	△ 26,483	42,139
歳入	合計	753,021	△ 24,979	728,042

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金 貸付等事業費		12,254	1,504	13,758	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	12,254	1,504	13,758	
3 諸 支 出 金		318,137	△ 26,483	291,654	
	1 繰 出 金	248,993	△ 9,135	239,858	
	2 諸 費	69,144	△ 17,348	51,796	
歳 出 合 計		753,021	△ 24,979	728,042	

平成30年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,202,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		324,873	7,774	332,647
	1 使用料	324,873	7,774	332,647
3 繰入金		113,671	△ 62	113,609
	1 一般会計繰入金	113,671	△ 62	113,609
4 繰越金		100	21,747	21,847
	1 繰越金	100	21,747	21,847
5 諸収入		180,958	△ 20,215	160,743
	2 一般会計借入金	173,689	△ 30,847	142,842
	3 雑収入	7,259	10,632	17,891
歳入合計		1,192,802	9,244	1,202,046

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		649,823	4,701	654,524
	1 公共下水道事業費	649,823	4,701	654,524
2 公 債 費		540,430	4,397	544,827
	1 公 債 費	540,430	4,397	544,827
3 諸 支 出 金		2,549	146	2,695
	1 繰 出 金	2,539	146	2,685
歳 出 合 計		1,192,802	9,244	1,202,046

## 平成30年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,132,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		444,594	△ 841	443,753
	1 負担金	444,594	△ 841	443,753
3 繰入金		1,185,619	△ 13,239	1,172,380
	1 一般会計繰入金	1,185,619	△ 13,239	1,172,380
4 繰越金		100	14,978	15,078
	1 繰越金	100	14,978	15,078
6 道債		1,401,000	△ 1,000	1,400,000
	1 道債	1,401,000	△ 1,000	1,400,000
歳入合計		4,132,353	△ 102	4,132,251

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		1,939,862	1,211	1,941,073
	1 流域下水道事業費	1,939,862	1,211	1,941,073
2 公 債 費		2,180,655	△ 2,723	2,177,932
	1 公 債 費	2,180,655	△ 2,723	2,177,932
3 諸 支 出 金		11,836	1,410	13,246
	1 繰 出 金	11,826	172	11,998
	2 諸 費	10	1,238	1,248
歳 出 合 計		4,132,353	△ 102	4,132,251

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	135,000

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	421,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	420,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	1,401,000				1,400,000			

平成30年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56,755千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,340,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,196,363	△ 106,514	5,089,849
	1 使用料	5,196,363	△ 106,514	5,089,849
2 国庫支出金		3,170,153	257,138	3,427,291
	1 国庫補助金	3,170,153	257,138	3,427,291
3 財産収入		60,421	5,081	65,502
	1 財産売払収入	60,421	5,081	65,502
4 繰入金		1,447,897	14,912	1,462,809
	1 一般会計繰入金	1,447,897	14,912	1,462,809
5 繰越金		100	29,597	29,697
	1 繰越金	100	29,597	29,697
6 諸収入		1,666,246	△ 34,969	1,631,277
	1 一般会計借入金	1,573,119	△ 27,643	1,545,476

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 雑 入	93,127	△ 7,326	85,801
7 道 債		4,856,300	△ 222,000	4,634,300
	1 道 債	4,856,300	△ 222,000	4,634,300
歳 入 合 計		16,397,480	△ 56,755	16,340,725

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,377,938	△ 20,438	8,357,500
	1 道営住宅事業費	8,377,938	△ 20,438	8,357,500
2 公 債 費		7,244,093	△ 33,028	7,211,065
	1 公 債 費	7,244,093	△ 33,028	7,211,065
3 諸 支 出 金		775,449	△ 3,289	772,160
	1 繰 出 金	775,439	△ 5,337	770,102
	2 諸 費	10	2,048	2,058
歳 出 合 計		16,397,480	△ 56,755	16,340,725

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 道営住宅 事業費	1 道営住宅 事業費	公共事業費	726,499	公共事業費	924,499

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,708,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,486,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	4,856,300				4,634,300			

平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,955,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		49,955,532	1,000,000	50,955,532
	1 一般会計借入金	25,225,000	1,000,000	26,225,000
歳入合計		49,955,532	1,000,000	50,955,532

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	25,225,000	1,000,000	26,225,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	25,225,000	1,000,000	26,225,000
歳 出 合 計		49,955,532	1,000,000	50,955,532



平成30年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）

平成30年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ602,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,428,266千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,437	340	5,777
	1 手数料	5,437	340	5,777
2 財産収入		336	1,152	1,488
	1 財産運用収入	336	1,152	1,488
3 寄附金		30,000	5,500	35,500
	1 寄附金	30,000	5,500	35,500
4 諸収入		28,974,755	△ 609,193	28,365,562
	1 収益事業収入	25,301,291	△ 157,864	25,143,427
	2 雑収入	3,673,464	△ 451,329	3,222,135
歳入合計		29,030,467	△ 602,201	28,428,266

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		29,025,810	△ 601,475	28,424,335
	1 競 馬 総 務 費	21,651	△ 972	20,679
	2 競 馬 開 催 費	29,004,159	△ 600,503	28,403,656
2 諸 支 出 金		4,657	△ 726	3,931
	1 繰 出 金	4,657	△ 726	3,931
歳 出 合 計		29,030,467	△ 602,201	28,428,266

平成30年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	280,301,000キロワット時	68,186,000キロワット時	348,487,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
清水沢発電所 改修事業	1,050,518千円	△ 334,402千円	716,116千円
発電監視制御 システム改修事業	21,234千円	△ 2,331千円	18,903千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	4,178,392千円	1,478,007千円	5,656,399千円
第1項 営業収益	4,037,026千円	1,470,160千円	5,507,186千円
第2項 財務収益	1,700千円	1,281千円	2,981千円
第3項 営業外収益	139,666千円	6,566千円	146,232千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,955,071千円	60,937千円	3,016,008千円
第1項 営業費用	2,639,852千円	△ 108,002千円	2,531,850千円
第3項 営業外費用	145,874千円	168,939千円	314,813千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,601,607千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,233,146千円」に、「過年度分損益勘定留保資金956,535千円、減債積立金807,034千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金749,615千円及び当年度資本的収支調整額88,423千円」を「過年度分損益勘定留保資金530,637千円、減債積立金889,641千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金749,615千円及び当年度資本的収支調整額63,253千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	39,321千円	△ 10,972千円	28,349千円
第1項 補 助 金	31,474千円	△ 10,972千円	20,502千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,640,928千円	△ 379,433千円	2,261,495千円
第1項 建 設 改 良 費	1,270,129千円	△ 341,433千円	928,696千円
第2項 企 業 債 償 還 金	927,641千円	△ 38,000千円	889,641千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費673,113千円」を「(1)職員給与費648,420千円」に改める。

平成30年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年間総給水量	93,384,555立方メートル	449,516立方メートル	93,834,071立方メートル
(3) 一日平均給水量	255,848立方メートル	1,232立方メートル	257,080立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
室蘭地区 工業用水道改修事業	888,942千円	△ 7,574千円	881,368千円
苫小牧地区 工業用水道改修事業	424,427千円	5,764千円	430,191千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一  
般会計から82,169千円」を、「長期借入金を一般会計から80,119千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,188,386千円	17,768千円	2,206,154千円
第1項 営業収益	1,981,322千円	16,805千円	1,998,127千円
第2項 営業外収益	207,064千円	962千円	208,026千円
第3項 特別利益	0千円	1千円	1千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	1,919,957千円	△ 7,887千円	1,912,070千円
第1項 営業費用	1,754,124千円	△ 7,888千円	1,746,236千円
第3項 特別損失	9,067千円	1千円	9,068千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額824,350千円」を「資本的収入額が資  
本的支出額に対し不足する額828,203千円」に、「過年度分損益勘定留保資金228,558千円、当年度分損益  
勘定留保資金482,495千円及び当年度資本的収支調整額113,297千円」を「過年度分損益勘定留保資金

230,494千円、当年度分損益勘定留保資金484,366千円及び当年度資本的収支調整額113,343千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	1,727,551千円	△ 88,100千円	1,639,451千円
第1項 企業債	1,029,000千円	174,000千円	1,203,000千円
第2項 補助金	493,644千円	△ 184,600千円	309,044千円
第3項 負担金	79,290千円	△ 77,346千円	1,944千円
第4項 他会計からの出資金	124,675千円	△ 136千円	124,539千円
第5項 他会計からの長期借入金	942千円	△ 18千円	924千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,551,901千円	△ 84,247千円	2,467,654千円
第1項 建設改良費	1,686,282千円	△ 86,348千円	1,599,934千円
第2項 企業債償還金	863,119千円	2,101千円	865,220千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	千円  653,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円  812,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苦 小 牧 地 区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	376,000	同 上	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、	同 上	391,000	同 上	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)				利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費315,650千円」を「(1)職員給与費306,732千円」に改める。



平成30年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	154,323人	△ 25,682人	128,641人
外 来	240,388人	△ 17,420人	222,968人
（4）一日平均患者数			
入 院	423人	△ 71人	352人
外 来	985人	△ 71人	914人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,019,511千円	△ 514,299千円	15,505,212千円
第1項 医業収益	7,436,040千円	△ 556,023千円	6,880,017千円
第2項 医業外収益	8,565,471千円	41,724千円	8,607,195千円
支 出			
第1款 病院事業費用	16,245,636千円	△ 369,976千円	15,875,660千円
第1項 医業費用	13,877,857千円	△ 412,429千円	13,465,428千円
第2項 医業外費用	2,345,044千円	△ 64,636千円	2,280,408千円
第3項 特別損失	22,735千円	107,089千円	129,824千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額504,835千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,277千円」に、「当年度分損益勘定留保資金504,835千円」を「過年度分損益勘定留保資金45,686千円及び当年度分損益勘定留保資金455,591千円」に改め、資本的収入及び支出の

予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	( 計 )
収 入				
第1款 資 本 的 収 入	1,194,118千円	△	3,558千円	1,190,560千円
第2項 他 会 計 負 担 金	915,118千円	△	3,558千円	911,560千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	1,698,953千円	△	7,116千円	1,691,837千円
第1項 建 設 改 良 費	291,639千円	△	7,116千円	284,523千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費8,458,872千円」を「(1)職員給与費8,223,338千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「1,524,719千円」を「1,424,316千円」に改める。